

令和4年6月13日

保護者の皆様

草津市立草津中学校
校長 高田 聡

暴風・大雨・洪水・大雪等の非常変災その他緊急事態における非常措置について

梅雨の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
日頃は、本校教育活動の推進にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。
さて、暴風・大雨・洪水・大雪等の非常変災、その他緊急事態の発生により危険があると予想される場合に臨時休業または、その他の非常措置をとることがあります。
つきましては、下記の事項についてご理解いただきご協力くださるようお願いいたします。

記

1. 『特別警報』または『暴風を含む警報』の発令時における措置

午前7時において、滋賀県内に「特別警報」または「暴風を含む警報」が発令されている場合は、臨時休校とします。

- ※ 午前7時までに「特別警報」または「暴風を含む警報」が解除された場合は、登校させてください。ただし、大雨、暴風雪等による通学路への影響が考えられますので、十分気をつけて登校するよう注意をお願いします。
- ※ 登校後、「特別警報」が発令された場合は、教育委員会から指示があるまで生徒は学校で待機させます。
- ※ 登校後、「暴風を含む警報」が発令された場合は、安全確認のうえ下校させます。

2. その他の警報（大雨・洪水・大雪等の警報）の発令時における措置

- ※ 状況によっては、終業時刻を繰り上げて下校させることがあります。

3. 安全指導について

暴風・大雨・洪水・大雪等の非常変災その他緊急事態の時には、学校でも可能な限りの対応をいたしますが、ご家庭においても、次の諸事項につきましてご理解とご協力をお願いいたします。

- (1) 暴風・大雨・洪水・大雪等の非常変災その他緊急事態の登下校には、思わぬ危険があります。危険箇所や持ち物について配慮をいただくとともに、安全な通学に万全を期すようご指導をお願いします。
- (2) 警報・注意報が解除された後や風や雨が止んだ後にも、道路の陥没や河川の増水等の危険が残ります。通学路に危険がないか調べていただくなど、危険防止に向けたご協力をお願いします。なお、事故が発生したときには、速やかに学校にも連絡してください。
- (3) 暴風・大雨・洪水・大雪等の非常変災その他緊急事態時、生徒が遅刻・早退する場合には、学校（担任）と平常時以上に連絡を密にいただき、生徒の登下校の安全に万全を期すことができますようご協力ください。

◎非常変災に加え、緊急のお知らせをメールで配信いたします。学校メールが未登録の方は、早めに手続きをお願いします。詳しくは草津中学校；教頭までお問い合わせください。

草津市立草津中学校
TEL：562-2125
FAX：562-2126

※ この文書は保管くださるようお願いいたします。